官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○特定廃棄物の埋立処分に係る水質検査の方法の一部を改正する件（環境九）　一
〔その他告示〕
○組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の公表を行う件（内閣府一一）　一
○銀行法第五十五条第二項の規定により主要株主認可がその効力を失った件（金融庁五）　二
○消防法第二十一条の四第二項により型式承認した検定対象機械器具等を同条第三項の規定に基づき公示する件（総務七六）　二
○住宅瑕疵担保責任保険法人の保険等の業務を行う事務所の所在地を変更する件（国土交通三七三）　三
○都市計画に関する件（同三七四）　三
○船舶安全法の規定に基づき、型式変更の承認をした件（同三七五）　四
○道路に関する件（関東地方整備局七二）　四
○道路に関する件（中部地方整備局一一一）　四
○都市計画に関する件（中国地方整備局二二～二四）　五
○道路に関する件（同二五）　五
○道路に関する件（九州地方整備局三〇～三二）　五
〔国会事項〕
官庁事項　六
〔叙位・叙勲〕
令和八年度の溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施すべき人工ふ化放流に関する計画（農林水産省）　六
指定保安検査機関の所在地の変更に関する公示（中国四国産業保安監督部）　七
労　働
最低工賃の改正決定に関する公示（栃木労働局最低工賃公示一）　七
除籍が滅失した件（法務省告示配四八）　八
日本国に帰化を許可する件（同四九）　八
〔官庁報告〕
〔公　告〕
諸　事　項　九
官庁
司法書士懲戒処分、土地家屋調査士懲戒処分、無縁墳墓等改葬関係　九
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係　二九
会社その他

法規的告示

○環境省告示第九号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第二十六条第一項第三号イ、第二項第四号ハ並びに第四項第二号イ及びハの規定に基づき、特定廃棄物の埋立処分に係る水質検査の方法（平成二十四年八月環境省告示第百三十号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月十六日　環境大臣　石原　宏高

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
第一条　平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号。以下「規則」という。）第二十六条第一項第三号イの環境大臣が定める方法は、次の各号に掲げる項目ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。	**第一条**　平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号。以下「規則」という。）第二十六条第一項第三号イの環境大臣が定める方法は、次の各号に掲げる項目ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　電気伝導率　日本産業規格Ｋ〇一〇二―一の十三に定める方法による。	四　電気伝導率　日本産業規格Ｋ〇一〇一の十二に定める方法による。
五　塩化物イオン　日本産業規格Ｋ〇一〇二―二の六に定める方法による。	五　塩化物イオン　日本産業規格Ｋ〇一〇一の三十二に定める方法による。

その他告示

○内閣府告示第十一号

次に掲げる組換えＤＮＡ技術によって得られた生物を利用して製造された添加物については、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）第２のＤに規定する安全性審査を経たので、組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成十二年厚生省告示第二百三十三号）第三条第四項の規定に基づき公表する。

令和八年三月十六日

内閣総理大臣　高市　早苗

組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査を経た添加物

品目	名称	申請者
プシコースエピメラーゼ	*Escherichia coli* Ｋ―12 Ｗ3110（pWKLP2）株を用いて生産されたプシコースエピメラーゼ	松谷化学工業株式会社

○金融庁告示第五号

株式会社八十二銀行が令和八年一月一日付で株式会社長野銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなったことに伴い、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十五条第二項の規定により株式会社八十二銀行に対する同法第五十二条の九第一項の認可がその効力を失ったので、同法第五十六条第九号の規定に基づき、告示する。

令和八年三月十六日

金融庁長官　伊藤　豊

○総務省告示第七十六号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十一条の四第二項の規定により、次の検定対象機械器具等について型式承認をしたので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

令和八年三月十六日

総務大臣　林　芳正

種別	型式番号	承認年月日	氏名又は名称	住所
Ｐ型１級発信機	発第2024～６号	令和 6. 8.30	能美防災株式会社	東京都千代田区九段南四丁目７番３号
消火器用消火薬剤	薬第2024～１号	6.10. 4	日本ドライケミカル株式会社	東京都北区田端六丁目１番１号
定温式スポット型感知器	感第2025～１号	7. 1.17	ヤマトプロテック株式会社	東京都港区白金台五丁目17番２号
光電式スポット型感知器（試験機能付）	感第2025～２号	〃	ホーチキ株式会社	東京都品川区上大崎二丁目10番43号
熱アナログ式スポット型感知器（試験機能付）	感第30～15～１号	〃	〃	〃
流水検知装置	流第2025～１号	〃	能美防災株式会社	東京都千代田区九段南四丁目７番３号
〃	流第2025～２号	〃	アイエススプリンクラー株式会社	和歌山県橋本市隅田町山内1691番地の５
〃	流第2025～３号	〃	〃	〃
〃	流第2025～４号	〃	日本ドライケミカル株式会社	東京都北区田端六丁目１番１号
〃	流第2025～５号	〃	〃	〃
ＧＲ型受信機（アナログ式、蓄積式及び自動試験機能付）	受第2021～３～２号	7. 1.22	ニッタン株式会社	東京都渋谷区笹塚一丁目54番５号
泡消火薬剤	泡第2025～１号	7. 2. 5	日本ドライケミカル株式会社	東京都北区田端六丁目１番１号
閉鎖型スプリンクラーヘッド	ス第2025～１号	7. 2.12	能美防災株式会社	東京都千代田区九段南四丁目７番３号
光電式スポット型感知器（試験機能付）	感第2025～３号	7. 2.25	パナソニック株式会社	大阪府門真市大字門真1006番地
〃	感第2025～４号	〃	〃	〃
〃	感第2025～５号	〃	〃	〃
光電式スポット型感知器（２信号及び試験機能付）	感第2025～６号	〃	〃	〃
金属製避難はしご	は第2025～１号	7. 3. 6	株式会社瀬戸興産	愛媛県松山市南吉田町2151―１
〃	は第2025～２号	〃	株式会社セフ	埼玉県ふじみ野市亀久保1795番地35
流水検知装置	流第2025～６号	7. 3.12	ヤマトプロテック株式会社	東京都港区白金台五丁目17番２号
〃	流第2025～７号	〃	株式会社宮本工業所	東京都港区三田三丁目４番２号
一斉開放弁	開第2025～１号	〃	ヤマトプロテック株式会社	東京都港区白金台五丁目17番２号
Ｐ型２級受信機（蓄積式）	受第2025～２号	7. 3.21	能美防災株式会社	東京都千代田区九段南四丁目７番３号
中継器	中第2025～２号	7. 3.28	パナソニック株式会社	大阪府門真市大字門真1006番地
ＧＰ型３級受信機	受第2025～１号	〃	〃	〃
Ｒ型受信機（蓄積式）	受第2025～３号	〃	〃	〃
中継器	中第2025～１号	7. 4. 4	能美防災株式会社	東京都千代田区九段南四丁目７番３号
〃	中第2025～３号	7. 4. 7	パナソニック株式会社	大阪府門真市大字門真1006番地
流水検知装置	流第2025～８号	7. 4.10	能美防災株式会社	東京都千代田区九段南四丁目７番３号
泡消火薬剤	泡第2025～２号	7. 4.30	日本ドライケミカル株式会社	東京都北区田端六丁目１番１号
光電式分離型感知器	感第2025～７号	〃	ホーチキ株式会社	東京都品川区上大崎二丁目10番43号
〃	感第2025～８号	〃	〃	〃
一斉開放弁	開第2025～２号	7. 5.15	ヤマトプロテック株式会社	東京都港区白金台五丁目17番２号
泡消火薬剤	泡第2025～３号	7. 5.20	日本ドライケミカル株式会社	東京都北区田端六丁目１番１号
赤外線式スポット型感知器（試験機能付）	感第2025～９号	7. 5.26	ホーチキ株式会社	東京都品川区上大崎二丁目10番43号
差動式スポット型感知器	感第2025～10号	7. 6.20	〃	〃
〃	感第2025～11号	〃	〃	〃
〃	感第2025～12号	〃	〃	〃
定温式スポット型感知器	感第2025～13号	〃	〃	〃
〃	感第2025～14号	〃	〃	〃
〃	感第2025～15号	〃	〃	〃
〃	感第2025～16号	〃	〃	〃
〃	感第2025～17号	〃	〃	〃
定温式スポット型感知器（試験機能付）	感第2025～18号	7. 6.26	〃	〃

光電式住宅用防災警報器	住警第2025～1号	7. 7. 2	矢崎エナジーシステム株式会社	東京都港区港南一丁目8番15号
小型消火器	消第2025～1号	7. 7. 4	日本ドライケミカル株式会社	東京都北区田端六丁目1番1号
消火器用消火薬剤	薬第2025～1号	〃	〃	〃
中継器	中第2025～3～1号	〃	パナソニック株式会社	大阪府門真市大字門真1006番地
泡消火薬剤	泡第2025～4号	7. 7. 9	能美防災株式会社	東京都千代田区九段南四丁目7番3号
閉鎖型スプリンクラーヘッド	ス第2025～2号	7. 7.17	ヤマトプロテック株式会社	東京都港区白金台五丁目17番2号
定温式スポット型感知器（試験機能付）	感第2025～19号	7. 7.28	能美防災株式会社	東京都千代田区九段南四丁目7番3号
P型1級発信機	発第2025～1号	〃	日信防災株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目2番4号
中継器（アナログ式、蓄積式及び自動試験機能付）	中第2025～4号	7. 8.12	能美防災株式会社	東京都千代田区九段南四丁目7番3号
〃	中第2025～5号	〃	〃	〃
〃	中第2025～6号	〃	〃	〃
光電アナログ式スポット型感知器(試験機能付)	感第2019～7～1号	7. 8.27	日本フェンオール株式会社	東京都千代田区飯田橋一丁目5番10号
小型消火器	消第2025～2号	7. 9.17	日本ドライケミカル株式会社	東京都北区田端六丁目1番1号
流水検知装置	流第28～4～1号	7.10. 2	株式会社栗本鐵工所	大阪府大阪市西区北堀江1丁目12番19号
泡消火薬剤	泡第2025～5号	7.10.14	株式会社初田製作所	大阪府枚方市招提田近三丁目5番地
閉鎖型スプリンクラーヘッド	ス第2025～3号	〃	ヤマトプロテック株式会社	東京都港区白金台五丁目17番2号
〃	ス第2025～4号	〃	〃	〃
紫外線赤外線併用式スポット型感知器	感第2025～20号	7.11.10	セコム株式会社	東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号
〃	感第2025～21号	〃	〃	〃
閉鎖型スプリンクラーヘッド	ス第2025～5号	7.11.12	株式会社宮本工業所	東京都港区三田三丁目4番2号
光電アナログ式スポット型感知器(試験機能付)	感第2025～22号	7.11.19	パナソニック株式会社	大阪府門真市大字門真1006番地
光電アナログ式スポット型感知器（熱対応式及び試験機能付）	感第2025～23号	〃	〃	〃
泡消火薬剤	泡第2025～6号	7.11.26	ヤマトプロテック株式会社	東京都港区白金台五丁目17番2号
中継器（アナログ式、蓄積式及び自動試験機能付）	中第2021～13～2号	7.12. 2	ホーチキ株式会社	東京都品川区上大崎二丁目10番43号
〃	中第2021～14～2号	〃	〃	〃
GR型受信機（アナログ式、蓄積式及び自動試験機能付）	受第2021～7～2号	〃	〃	〃
〃	受第2021～8～2号	〃	〃	〃
小型消火器	消第2025～3号	7.12.10	三津浜工業株式会社	東京都大田区東蒲田二丁目19番12号

○国土交通省告示第三百七十三号

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十八条第三項の規定に基づき、平成二十四年国土交通省告示第四百四十六号の一部を次のように改正する。

令和八年三月十六日　　国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一・二　（略）	一・二　（略）
三　保険等の業務を行う事務所の所在地	三　保険等の業務を行う事務所の所在地
イ　（略）	イ　（略）
ロ　北海道札幌市中央区南一二条東二丁目十六番地	ロ　北海道札幌市中央区北三条西三丁目一番地
ハ・ト　（略）	ハ・ト　（略）
四　（略）	四　（略）

附　則

この告示は、令和八年三月十六日から施行する。

○国土交通省告示第三百七十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の承認後の収用又は使用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

令和八年三月十六日　　国土交通大臣　金子　恭之

一　施行者の名称　国土交通大臣

二　都市計画事業の種類及び名称　中部広域都市計画道路事業3・4・1号国道330号

三　事業施行期間　自令和二年四月十四日至令和十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

五　収用又は使用の手続が保留される事業地

収用の部分　沖縄県沖縄市胡屋一丁目、中央一丁目及び中央三丁目地内

使用の部分　なし

○国土交通省告示第三百七十五号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、令和八年二月二十七日付けをもつて次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年三月十六日　国土交通大臣　金子　恭之

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第4963号	船速距離計	ＤＳ―60	古野電気株式会社	表示装置のディスプレイ及び関連部品の変更

○関東地方整備局告示第七十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月十六日　関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十九号	松本市白板二丁目三〇八番四五地先から松本市白板二丁目三〇八番地先まで（ただし、関係図面に表示する部分を除く。）	関東地方整備局及び同局長野国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月十七日

○中部地方整備局告示第二十二号

道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条の四第一項の規定により、令和三年九月十日中部地方整備局告示第百二十号（道路法施行令第四条の四第一項の規定による協議が成立した件）は変更することで道路管理者岐阜県知事との協議が成立したので、同条第二項の規定に基づき告示する。

令和八年三月十六日　中部地方整備局長　森本　輝

中部地方整備局長が県道松原芋島線の災害復旧に関する工事を行う場合の権限

権限の一覧		道路管理者等
1	道路区域の決定又は変更（道路法第18条第１項）	道路管理者岐阜県知事
2	共用管理施設に係る災害復旧工事の施行に係る協議（道路法第19条の２第１項）	道路管理者岐阜県知事
3	兼用工作物に係る災害復旧工事の施行に係る協議（道路法第20条第１項）	道路管理者岐阜県知事
4	他の工作物の管理者に対する工事施行命令（道路法第21条）	道路管理者岐阜県知事
5	工事原因者に対する工事施行命令（道路法第22条第１項）	道路管理者岐阜県知事
6	附帯工事の施行（道路法第23条第１項）	中部地方整備局長
7	道路管理者以外の者の行う工事等の承認（道路法第24条）	道路管理者岐阜県知事
8	道路の占用の許可（道路法第32条第１項及び第３項、第５項）	道路管理者岐阜県知事
9	利便増進誘導区域の指定（道路法第33条第２項第４号、第３項）	道路管理者岐阜県知事
10	占用工事の調整条件付与（道路法第34条）	道路管理者岐阜県知事
11	国の占用の協議、同意（道路法第35条）	道路管理者岐阜県知事
12	公益事業に係る占用工事計画書の受理（道路法第36条第１項）	道路管理者岐阜県知事
13	道路管理者による占用工事の施行（道路法第38条第１項）	道路管理者岐阜県知事
14	入札対象施設等の入札占用指針の決定等（道路法第39条の２第１項及び第６項）	道路管理者岐阜県知事
15	占用入札の実施等（道路法第39条の４第１項から第５項）	道路管理者岐阜県知事
16	入札占用計画の認定等（道路法第39条の５第１項）	道路管理者岐阜県知事
17	入札占用計画の変更の認定（道路法第39条の６第１項、第２項）	道路管理者岐阜県知事
18	占用物件の維持管理に関する措置命令（道路法第39条の９）	道路管理者岐阜県知事
19	占用期間満了後の原状回復の指示（道路法第40条第２項）	道路管理者岐阜県知事
20	車両の積載物の落下の予防等の措置命令（道路法第43条の２）	道路管理者岐阜県知事
21	違法放置等物件に対する措置（道路法第44条の３第１項から第５項）	道路管理者岐阜県知事
22	道路標識又は区画線の設置（道路法第45条第１項）	道路管理者岐阜県知事
23	道路通行の禁止又は制限（道路法第46条第１項第１号）	道路管理者岐阜県知事
24	道路通行の禁止又は制限（道路法第46条第１項第２号）	中部地方整備局長
25	トンネル、橋等における通行の禁止又は制限（道路法第47条第３項）	道路管理者岐阜県知事
26	限度超過車両の通行の許可等（道路法第47条の２第１項及び第２項、第５項）	道路管理者岐阜県知事
27	車両の通行に関する措置命令（道路法第47条の14第１項及び第２項）	道路管理者岐阜県知事
28	通行の禁止・制限の場合における道路標識の設置（道路法第47条の15）	道路管理者岐阜県知事
29	道路一体建物に関する協定締結・建物の管理（道路法第47条の18第１項）	道路管理者岐阜県知事
30	公募対象歩行者利便増進施設等の公募占用指針の決定等（道路法第48条の23第１項及び第５項）	道路管理者岐阜県知事
31	占用予定者の選定等（道路法第48条の25第１項から第６項）	道路管理者岐阜県知事
32	歩行者利便増進計画の認定等（道路法第48条の26第１項）	道路管理者岐阜県知事
33	歩行者利便増進計画の変更の認定（道路法第48条の27第１項）	道路管理者岐阜県知事
34	地位の承継の承認（道路法第48条の29）	道路管理者岐阜県知事

35	防災拠点自動車駐車場の利用の禁止又は制限（道路法第48条の29の３）	道路管理者岐阜県知事
36	防災拠点自動車駐車場の利用の制限等の表示（道路法第48条の29の４）	道路管理者岐阜県知事
37	災害応急対策施設管理協定の締結等（道路法第48条の29の６第１項）	道路管理者岐阜県知事
38	車両の停留の許可（道路法第48条の32第１項及び第３項）	道路管理者岐阜県知事
39	利便施設協定の締結等（道路法第48条の37第１項）	道路管理者岐阜県知事
40	自動車駐車場等運営権者との協議（道路法第48条の45）	道路管理者岐阜県知事
41	道路協力団体との協議（道路法第48条の64）	道路管理者岐阜県知事
42	共用管理施設の管理費用に関する協議（道路法第54条の２第１項）	道路管理者岐阜県知事
43	他人の土地の立入又は一時使用（道路法第66条第１項）	道路管理者岐阜県知事
44	長時間放置車両の移動等（道路法第67条の２第１項から第５項）	道路管理者岐阜県知事
45	非常災害時における土地の一時使用等（道路法第68条第１項及び第２項）	道路管理者岐阜県知事
46	他人の土地の立入等に係る損失補償等（道路法第69条）	道路管理者岐阜県知事
47	監督処分（道路法第71条第１項から第３項前段）	道路管理者岐阜県知事
48	道路法に基づく許可等に関する報告、立入検査（道路法第72条の２第１項、第２項）	道路管理者岐阜県知事
49	許可等の条件の付与（道路法第87条第１項）	道路管理者岐阜県知事
50	不用物件と新たに道路を構成する物件との交換（道路法第92条第４項）	道路管理者岐阜県知事
51	不用物件使用の申出及びその引渡しを受けること（道路法第93条）	道路管理者岐阜県知事
52	都道府県公安委員会との調整（道路法第95条の２第１項及び第２項）	中部地方整備局長
53	車両の総重量等の限度の設定（車両制限令第７条第２項）	道路管理者岐阜県知事
54	車両の通行方法の設定（車両制限令第10条第３項）	道路管理者岐阜県知事
55	他の道路の指定（車両制限令第11条第１項）	道路管理者岐阜県知事
56	特殊な車両の認定等（車両制限令第12条）	道路管理者岐阜県知事
57	災害時における車両の移動等（災害対策基本法第76条の６第１項から第４号）	道路管理者岐阜県知事

○中国地方整備局告示第二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月十六日

中国地方整備局長　杉中　洋一

一　施行者の名称　広島県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十八年建設省告示第百九十八号広島圏都市計画下水道事業太田川流域下水道

三　事業施行期間　自昭和四十八年一月三十日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○中国地方整備局告示第二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月十六日

中国地方整備局長　杉中　洋一

一　施行者の名称　広島県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十六年中国地方整備局告示第百二十一号備後圏都市計画道路事業三・四・百十五号栗柄広谷線及び三・六・百一号中須父石線

三　事業施行期間　自平成二十六年六月二十七日至令和十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○中国地方整備局告示第二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月十六日

中国地方整備局長　杉中　洋一

一　施行者の名称　広島県

二　都市計画事業の種類及び名称　令和三年中国地方整備局告示第五十九号備後圏都市計画道路事業三・四・百十五号栗柄広谷線

三　事業施行期間　自令和三年五月十九日至令和十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○中国地方整備局告示第二十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月十六日

中国地方整備局長　杉中　洋一

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
東広島市西条中央四丁目一〇一三番五から同市西条町御薗宇字伴丈沖一一二五番五まで	前	四〇・九〇～五一・一〇メートル	〇・〇五四キロメートル
	後	四五・四〇～五六・四〇メートル	〇・〇五四キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

〇九州地方整備局告示第三十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月十六日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　十号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
姶良市加治木町日木山字黒川一二〇番一〇地内	前	三九・九八～四二・〇五メートル	〇・〇一二キロメートル
	後	三九・九八～九二・八三メートル	〇・〇一二キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

〇九州地方整備局告示第三十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月十六日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百二十号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
鹿屋市白水町一九八六番四から垂水市新城字梶ヶ平四三四六番一まで	前	A 七・五〇～一一〇・〇〇メートル	七・二五〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 一五・〇〇～一三七・〇〇	七・五二〇	
	後	A 七・五〇～一一〇・〇〇	七・二五〇	
		B 一五・〇〇～一三七・〇〇	七・五二〇	

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

〇九州地方整備局告示第三十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月十六日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百二十号	垂水市新城字南上床五四二四番二から同市新城字落ヶ迫四四〇〇番一まで	九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月十六日

国会事項

衆議院

議案提出

三月十二日委員長及び議員から提出した議案は次のとおりである。

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案（災害対策特別委員長提出）

予算委員長坂本哲志君解任決議案（重徳和彦外四名提出）

要求書受領

三月十二日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

予算委員長坂本哲志君解任決議案　重徳和彦外四名

議事日程

三月十三日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第六号

令和八年三月十三日（金曜日）

午後一時開議

第一　運輸事業の振興の助成に関する法律の一部を改正する法律案（国土交通委員長提出）

第二　農業構造転換の推進に必要な施策の集中的な実施の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付に関する臨時措置法案（内閣提出）

第三　日本中央競馬会法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第四　地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案（災害対策特別委員長提出）

参議院

質問主意書提出

三月十二日議員から次の質問主意書が提出された。

参議院本会議における質疑に対する高市内閣総理大臣の答弁に関する質問主意書（奥田ふみよ提出）（第一三号）

国民保護法における国及び地方公共団体の役割分担等の在り方に関する質問主意書（高良沙哉提出）（第一四号）

奨学金返済減税の導入に否定的な高市内閣総理大臣の答弁に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第一五号）

外国人留学生の在籍管理に係る改善指導対象校への私立大学等経常費補助金の交付再開に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第一六号）

叙位・叙勲

〇叙位

正五位に叙する

巻幡　展男
門田　峻徳

従五位に叙する

伊藤　玲子　大谷　淳
貝谷　龍夫　辻　治
森田　良久　落合　一義
野口　昭治

正六位に叙する（各通）

伊藤　征司　坂本　進
鈴木　稔　原田　健一
森　直樹　和久田明義
佐藤　安男
光成　良行

従六位に叙する（各通）

岩本　清一　川田　喜男　若林　博生

正七位に叙する（各通）

大宅　幸一　長曽我部泰

従七位に叙する（各通）（以上二月五日）

永井　博

正五位に叙する

阿部　和浩
大山　績

従五位に叙する（各通）

安部　順三　石川　宣雄
河尻　忠巳　黒田　孝士
高橋　仁志　篠崎　徳治
葛西　直敏

正六位に叙する（各通）

梅木　栄夫　大城　元
酒井　秀一　高井　道夫　小宅　義文
橋爪　政芳　原田　新次　千葉　繁
柳橋　せつ　宮川　昌幸
八巻　嘉男　横岡　一男
依藤　雅司　渡邊　英雄

従六位に叙する（各通）

正七位に叙する

永崎　良二
小貫　紀久

従七位に叙する（各通）（以上二月六日）

西川　愼

（防衛技官）

正五位に叙する

佐藤　史生

従五位に叙する（各通）

長嶺　由和
吉浜　朝幸

正六位に叙する（各通）

小林　清
須部　義夫

天野　廣明　上野　義幸
大山　敏彦　梶原　幸弘
河野　昌信　坂根　肇
玉城　亀夫　野々宮道人
（熊本県芦北町議会副議長）
従六位に叙する（各通）
正七位に叙する
片岡　初男
田村　實
従七位に叙する（各通）（以上二月七日）
一丸　法久　稲葉　実
中島　久雄　服部　肇
従五位に叙する（各通）
音羽　愼一
田中　義文
正六位に叙する（各通）
池原　透　小澤　和治
河上　正　甲田　定男
鈴木　光男　反中　良光
平田　和稔　藤澤　秀之
向田　博俊　山本　元治
従六位に叙する（各通）
秋本　祥夫　小川　博
佐藤　政則　鈴木　守介
吉山　盛之
正七位に叙する（各通）
長森　洋一
西田　勝男
従五位に叙する
中嶋　家誠
従六位に叙する（各通）
白江　義育
正七位に叙する（以上二月九日）
山岸　昭
冨樫　宗
名取喜久雄
丸山　靖
正七位に叙する（各通）（以上二月十一日）
小林　茂昭
従五位に叙する
中尾　清和
正六位に叙する
鳥海　三郎
従六位に叙する（以上二月十二日）

宇利　富夫
菊池　文融
品川　正明
元山　秀志
河崎　進
加藤　功
花山　宣昭
蛯名　省吾
小堀　蒼洋
田村　重典
甲斐　忠良
新谷　富幸
東　利男
宮本　利男
渡邊　明
近藤　保生
村上　昌彰

○叙勲

旭日単光章を授ける（各通）（二月五日）
新谷　漸
旭日単光章を授ける（二月六日）
（熊本県芦北町議会副議長）
元山　秀志
旭日双光章を授ける
田中　正隆
星　藤一
旭日単光章を授ける（各通）（以上二月七日）
西本　俊一
渡邊　正尚
旭日双光章を授ける
河上　正
旭日単光章を授ける（各通）（以上二月八日）
江原　耕司
谷本　昇
旭日双光章を授ける（二月十日）
高橋　昭貴
辻　治
瑞宝双光章を授ける（各通）
和久田明義
大宅　幸一
櫻井　佳明
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月五日）
長曽我部泰　野末三樹夫
大城　元
黒田　孝士
阿部　和浩
酒井　秀一
高井　道夫
橋爪　政芳
横岡　一男
依藤　雅司
瑞宝双光章を授ける（各通）
金井　弘明
石塚久仁男
野口　達夫
西川　愼一
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月六日）
永崎　良二
佐藤　史生
（防衛技官）
瑞宝小綬章を授ける
小林　清
上野　義幸
須部　義夫
玉城　亀夫
長嶺　由和
瑞宝双光章を授ける（各通）
片岡　初男
大山　敏彦
田村　實
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月七日）
稲葉　実
瑞宝小綬章を授ける
甲斐　忠良
一丸　法久
東　利男
服部　肇
村上　昌彰
反中　良光
平田　和稔
宮本　利男
山本　元治
瑞宝双光章を授ける（各通）
矢口　信男
田代　雄三
吉山　盛之
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月八日）
西田　勝男
森　功
瑞宝双光章を授ける（各通）（二月九日）
（鶴岡市消防司令）
冨樫　宗
瑞宝単光章を授ける（二月十日）
白江　義育
中尾　清和
瑞宝単光章を授ける（二月十一日）

官庁報告

官庁事項

令和８年度の溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施すべき人工ふ化放流に関する計画

水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第23条第１項の規定に基づき、令和８年度の溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施すべき人工ふ化放流に関する計画を次のように定めたので、同条第４項の規定により公表する。

令和８年３月16日

農林水産大臣　鈴木　憲和

令和８年度の溯河魚類のうち、さけ及びますの個体群の維持のために、国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施すべき人工ふ化放流に関する計画

放流水系	放流数（千尾）			
	さけ	からふとます	さくらます	合計
斜里川	11,600			11,600
徳志別川	11,100	1,700		12,800
天塩川	5,000			5,000
石狩川	30,000		100	30,100
尻別川			1,200	1,200
伊茶仁川	8,000			8,000
西別川	25,000			25,000
釧路川	9,100			9,100
十勝川	15,300			15,300
静内川	6,400			6,400
遊楽部川	7,500			7,500
合計	129,000	1,700	1,300	132,000

指定保安検査機関の所在地の変更に関する公示

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五十八条の三十の三第二項において準用する同法第五十八条の二十二の規定に基づく指定保安検査機関の事業所の変更の届出があったので、高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）第十九条第二項第三号の規定に基づき委任された同法第七十四条の二第一項第三号の規定に基づき、公示する。

令和八年三月十六日

中国四国産業保安監督部長　金子　健

名称	変更前後別	保安検査を行う事業所の名称及び所在地
岡山ガステクノサービス株式会社	前	岡山ガステクノサービス株式会社 岡山県岡山市北区今七丁目二十二番二十七号
	後	岡山ガステクノサービス株式会社 岡山県岡山市中区桜橋一丁目一番五十五号

労働

最低工賃の改正決定に関する公示

栃木労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、栃木県電気機械器具製造業最低工賃（令和６年栃木労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

令和８年３月16日　　栃木労働局長　川口　秀人

栃木県電気機械器具製造業最低工賃

１　適用する家内労働者　栃木県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者

２　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

３　第１号の家内労働者に係る最低工賃額　次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品　　目	工　　程	規　　格	金　　額
コネクター	差し（電線の端末に取り付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう。）	リード線について行うもの	１ピンにつき57銭

４　効力発生の日　令和８年４月20日

諸事項

公告

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

破産債権の届出期間及び一般調査期間

書面による計算報告

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による再生債権の特別異議申述期間

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生計画取消

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

会社その他の公告

合併公告

左記法人は、合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併については令和八年三月一日付で北海道の認可を得ております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十六日

北海道岩見沢市十条西二十一丁目一番地一

（甲）医療法人北翔会

理事長　一岡　理華

札幌市白石区栄通三丁目三番三五号

（乙）医療法人杏医会

理事長　一岡　理華

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年三月十六日

東京都世田谷区桜丘一丁目一〇番一〇号

（甲）合同会社レンボン

代表社員　ヴァイン・ヨセフ

東京都世田谷区桜丘一丁目一〇番一〇号

（乙）有限会社ｊｏｅｗｅｉｎ．ｄｅ

取締役　ヴァインヨセフ

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年八月十五日
掲載頁　一〇九頁（号外第一八五号）

令和八年三月十六日
東京都港区海岸一丁目七番一号
（甲）ソフトバンク株式会社
代表取締役　宮川　潤一
東京都港区海岸一丁目七番一号
（乙）日本コンピュータビジョン株式会社
代表取締役　桜井　勇人

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月一日であり、この合併に伴い、甲は、その商号をａｕフィナンシャルサービス株式会社に、その本店所在地を東京都港区高輪二丁目二一番一号に変更いたします。

この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月十六日
掲載頁　九十四頁（号外第一三二号）

（乙）http://www.kddi-fs.com
令和八年三月十六日
東京都港区港南二丁目一六番一号
（甲）ａｕペイメント株式会社
代表取締役　**菊**池　良則
東京都港区西新橋二丁目三番一号
（乙）ａｕフィナンシャルサービス株式会社
代表取締役　長野　敦史

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）及び（乙）
掲載　官報
掲載の日付　令和八年三月六日
掲載頁　一二八頁（号外第四十七号）

令和八年三月十六日
福岡県大川市大字鐘ケ江二二七番地の二
（甲）株式会社エトウ
代表取締役　山﨑　彩
福岡県久留米市西町八四七番地三〇
（乙）株式会社ＳＴＡＲＢＵＲＳＴ
代表取締役　山﨑　彩

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の遊技場の経営（岩手県奥州市水沢佐倉河字吹張四番地一「アズ水沢」）に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることといたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年二月四日
掲載頁　五十九頁（号外第二十五号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年二月十六日
掲載頁　九十六頁（号外第三十二号）

令和八年三月十六日
岩手県盛岡市東見前九地割一八番地一
（甲）株式会社カネマン
代表取締役　三浦　崇
岩手県奥州市水沢佐倉河字吹張四番地一
（乙）株式会社アズ水沢
代表取締役　合田　哲万

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するコスモス再生エネルギー株式会社（住所東京都豊島区西池袋五丁目五番二一―三六〇二号）に対して当社の太陽光発電事業及び資産管理業務に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年三月十三日
掲載頁　二頁

令和八年三月十六日
埼玉県戸田市本町五丁目九番一〇号
ファミリー引越センター株式会社
代表取締役　長嶺　宏一

共同新設分割公告

左記会社は新設分割により新設するキング再生エネルギー株式会社（住所東京都豊島区西池袋五丁目五番二一―三六〇二号）に対して、甲及び乙の太陽光発電事業及び資産管理業務に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年三月十三日
掲載頁　二頁
（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年三月十三日
掲載頁　二頁

令和八年三月十六日
埼玉県新座市野火止八丁目三番三号
（甲）キング引越センター株式会社
代表取締役　長嶺　宏一
横浜市都筑区佐江戸町三四九番地
（乙）神奈川ファミリー引越センター株式会社　代表取締役　長嶺　宏一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月二十二日であり、組織変更後の商号は株式会社パネライとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十六日
埼玉県川口市南鳩ヶ谷三丁目一六番一〇号
合同会社パネライ
代表社員　竹田　洋明

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十六日
東京都渋谷区恵比寿南二―一二―四―二〇七
マネーラボ合同会社
代表社員　片桐　明子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十六日
東京都世田谷区野沢四丁目七番一号
合同会社スノーアセット
代表社員　雪野　悟

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十六日
東京都中央区日本橋兜町一七番一―七〇六号
合同会社ｏｚ
代表社員　豊田　有希

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十六日
神奈川県横浜市金沢区並木三丁目六番六―一〇二号
合同会社ゴールドマウント
代表社員　内田祐衣子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月十七日であり、組織変更後の商号は株式会社ＭＵ２とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十六日
神奈川県横須賀市追浜東町二丁目三番地一
ザ・パークハウス追浜Ｄ―七一六
合同会社ＭＵ２
代表社員　小牟禮智之

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十六日
神奈川県横浜市戸塚区上倉田町九〇八番地
合同会社相川インベストメント
代表社員　相川　佳之

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十六日

神奈川県横浜市鶴見区東寺尾東台二丁目一五番・アビタ東寺尾二〇二

合同会社リアレア

代表社員　澤井　孝

組織変更公告

当会社は令和八年五月一日を効力発生日として組織変更により株式会社となる。異議ある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内に申述されたい。

令和八年三月十六日

山梨県甲斐市大垈一〇〇番地一二六

合同会社ムッチ　代表社員　金子　美雪

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は、株式会社アグリ天峰とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

令和八年三月十六日

静岡県伊東市宇佐美一九八一番地の八

農事組合法人アグリ天峰

理事　稲葉　尚子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月二十二日であり、組織変更後の商号はＩＫＡＳＥ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十六日

愛知県名古屋市中村区角割町五丁目二番地

一アラベスク三〇二

Ｔｗｅｎｔｙ－ｔｗｏ合同会社

代表社員　後田　克貴

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十六日

大阪市西区江戸堀一丁目一四番一号平和相互肥後橋ビル四〇四

合同会社ＯｒＡｎｇｅ

代表社員　弘中かぐら

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十六日

大阪府高槻市奈佐原二丁目一四番一五―五〇六号高槻阿武山ＶＥＮＴＯ

合同会社Ｓｍｏｏｔｈ

代表社員　塩崎　謙

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社エムズスタジオとします。

効力発生日は令和八年五月一日であり、当社の総社員の同意の取得は令和八年三月一日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十六日

兵庫県西宮市小曽根町二丁目一―二九ナイトービル小曽根二〇一号

合同会社Ｍ＆Ｌｉｖｉｎｇ

代表社員　西尾慎太郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月十七日であり、組織変更後の商号は株式会社ＭＩＲＡＩＮＡとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十六日

奈良市左京五丁目三番地の三六

合同会社ｎｉｃｏｍａ

代表社員　渕口　功一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十六日

熊本市中央区十禅寺一丁目二番七号

合資会社片島ボデー工場

代表社員　片島　正弘

効力発生日変更公告

当社は、令和八年四月一日予定の吸収合併の効力発生日を令和八年七月一日に変更いたしましたので公告します。

令和八年三月十六日

兵庫県西宮市浜甲子園三丁目五番三号

松井金網工事株式会社

代表取締役　松井　良介

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を千二百万円減少し三百万円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内に申し出ください。なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年三月十六日

東京都杉並区阿佐谷北五丁目三二番三号

有限会社快

取締役　藤田　宏

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億六百万円減少し一億円とすることにいたしました。ただし、効力発生日までの間に株式の発行があった場合は、当該株式発行により増加する資本金の額と同額分を合わせて減少することとし、最終的な資本金の額を一億円といたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年三月十六日

東京都渋谷区猿楽町一八番一二号

株式会社戸狩温泉ホールディングス

代表取締役　濱口　弘

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年三月三十一日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年三月十六日

東京都千代田区平河町二丁目一六番一号

株式会社レックスアドバイザーズ

代表取締役　岡村　康男

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月十六日

東京都新宿区西新宿六丁目一四番一号新宿グリーンタワービル二一Ｆ

株式会社土屋建築研究所

代表取締役　土屋　正

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月十六日

東京都中央区銀座七丁目一三番一五号

株式会社大富

代表取締役　張　麗玲

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月十六日

奈良県橿原市曽我町三五二番地の四

株式会社平成建設

代表取締役　吉崎　真仁

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月十六日

徳島県徳島市北田宮一丁目八番七四号

四国大陽日酸株式会社

代表取締役　兵頭　修巳

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月十六日

福岡市博多区那珂六丁目二七番一六号

株式会社山口油屋福太郎

代表取締役　樋口　元信

金融商品取引業に係る事業の一部の譲渡の公告

当社は、令和八年五月一日を効力発生日として、株式会社証券ジャパン（住所　東京都中央区日本橋茅場町一丁目二番一八号）に対して当社の第一種金融商品取引業に係る事業の一部である顧客取引に関わる事業を譲渡することにいたしました。

顧客取引の結了の方法並びに金融商品取引業等に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、当社の顧客との間の取引並びに当社が金融商品取引業等に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産は、株式会社証券ジャパンに全て承継されるため、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告します。

令和八年三月十六日

東京都中央区日本橋茅場町三丁目二番二号

三晃証券株式会社

代表取締役　田畑愼一郎

新設分割公告及び資本金の額の減少公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ネクスト（住所茨城県ひたちなか市柳が丘一五番地四）に対して当社の有価証券及び不動産等の投資業務並びにそれらの保有、賃貸、管理及び運用事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

また当社は、資本金の額を百万円減少し、二百万円とすることにいたしました。

この会社分割及び資本金の額の減少に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月十二日

掲載頁　一二二頁（号外第三十号）

令和八年三月十六日

茨城県水戸市青柳町四一二番地一

株式会社三協通信

代表取締役　猪狩　俊博

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金五億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月十日

掲載頁　二〇七頁（号外第八十一号）

令和八年三月十六日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京

共同会計事務所内

日光Ⅳホールディング特定目的会社

取締役　北川　久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金二十五億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月十日

掲載頁　二〇八頁（号外第八十一号）

令和八年三月十六日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

日光特定目的会社

取締役　北川　久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金五億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月十日

掲載頁　二〇九頁（号外第八十一号）

令和八年三月十六日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

特定目的会社ＪＲＩＣ１

取締役　北川　久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を五億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0047/index.html

令和八年三月十六日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号

Ｓｃａｌａ特定目的会社

取締役　鄭　武壽

訂正公告

令和八年二月二日（号外第二十二号）掲載の旅行業者営業保証金取戻し公告中、「⑥令和５年９月22日」とあるは「⑥令和５年９月28日」の誤り、「⑧令和５年12月31日」とあるは「⑧令和８年１月５日」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

令和八年三月十六日

埼玉県蕨市塚越一―二―一四花見第三ビル五階

ＳＵＮＳＨＩＮＥ　ＧＬＯＢＡＬ株式会社

代表取締役　ファム・ディン・ツオン

訂正公告

令和八年三月十日掲載の被相続人　亡　小口泰文に係る限定承認公告中、被相続人の本籍「東京都大田区田園調布四丁目三一番」とあるは「茨城県水戸市常磐町二丁目五七七二番地二」、最後の住所「茨城県水戸市常磐町二丁目五七七二番地一」とあるは「京都府京都市左京区聖護院蓮華蔵町四六番地コープ鴨川Ｂ棟一〇九号」の誤りにつき訂正します。

令和八年三月十六日

東京都港区南青山六―一二―一二―三〇三

相続財産清算人　小口　泰明

連絡先　東京都中央区銀座四丁目一〇番一〇号ＧＭビル一一階春日法律事務所　右代理人弁護士　春日　秀文

同　弁護士　姫井　葉子

正誤

ページ	段	行	誤	正
五	上	表中所在の場所欄中	千代田区霞が関台東区池之端一三丁目二番二号	丁目一一番一～二

（原稿誤り）

令和七年十一月十四日（号外第二百五十一号）海上保安庁告示第二十九号（海上保安庁の航空機の番号及び標識の一部を改正する件）

（原稿誤り）

目次及び本文において、法規的告示欄からその他告示欄に移動する。

令和七年十二月三日（号外第二百六十五号）海上保安庁告示第三十号（海上保安庁の航空機の番号及び標識の一部を改正する告示）

（原稿誤り）

目次及び本文において、法規的告示欄からその他告示欄に移動する。

ページ	段	行	誤	正
四		終りから一	令和七年十二月三日	令和八年二月四日